

ラグナ・コロラダ地熱発電所建設計画（第二段階）【ボリビア】

施策所管局課 国別開発協力第二課

評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ボリビア多民族国
(2) 案件名	ラグナ・コロラダ地熱発電所建設計画（第二段階）
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを 含む	<p>ボリビア南西部のポトシ県において地熱発電所建設等を行うことにより、電源多様化、増加する電力需要への対応及び気候変動の緩和への貢献を図り、もってボリビアの経済発展に寄与するものである。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・準備・補完工事等 ・生産井及び還元井の掘削 ・地熱発電所の建設 ・送変電設備の建設 <p>ア 閣議決定日：平成28年9月23日 イ 供与限度額：614.85億円 ウ 金利：0.3% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>「ボリビア多民族国電力計画2025」では、2025年までの電力需要の増加に対応するため、発電能力を2015年時点の1,831MWから4,353MWへ増強、電源多様化に向け電源構成を、再生可能エネルギー（太陽光、バイオマス等）は1%から4%、火力は69%から26%、水力は30%から70%へ転換することが掲げられており、本事業計画当初から本事業は同計画の一環として位置付けられている。2020年時点において、ボリビアの発電能力は3,177MW、電源構成において再生可能エネルギーが占める割合は約6%、火力は約70%、水力は約24%であり、現在においても新たな発電所の建設が必要となっている。</p> <p>また、2021年に策定された同国「経済社会開発計画2021-2025」では、天然資源の産業化の深化を目標の一つとして掲げ、付加価値のある天然資源の輸出を通じて経済成長へつなげていくとしている。ボリビアの総輸出額における鉱物資源が占める割合は3割以上と高く、鉱山開発の停滞がボリビア経済に与える影響は大きいものの、鉱山開発が活発なボリビア南西部には大規模な発電所が存在しないため、同地域における電力供給の安定化は引き続き課題であり、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業の第一段階において、2014年5月の交換公文署名後、コンサルタント雇用に係る手続きが長引き、コンサルタントサービス開始が遅れたため、後続案件である本事業に遅延が生じた。さらに、2019年10月、ボリビア国内の大統領選結果を巡る混乱により選挙やり直しが必要となり、その間の対応として国会議長が暫定大統領に就任し、暫定政権が発足したが、この影響から本</p>

	<p>事業の進捗が遅れた。また、2020年3月以降、ボリビアにおける新型コロナウイルス感染症の拡大により、国際的な人の移動が制限される中、国際入札等の実施が見送られた。さらに、暫定政権によるやり直し選挙の時期が再三延期されたことに加え、2020年10月に実施された選挙により、暫定政権が大敗し、アルセ政権が発足した。この間、与野党が入れ替わり、人事・政策の継続性が大きな打撃を受け、事業の停滞を余儀なくされた。当該事業はボリビア初の地熱発電所となる事業であり、社会的ニーズは引き続き高い一方、コロナ禍により経済・社会が大きな影響を受けていることを踏まえ、コロナ禍の間、停滞した本事業実施に関し、再開プロセスをボリビア側が検討している。</p>
<p>(2) 今後の対応方針</p>	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれている。コロナ禍の経済・社会的影響が甚大であることを踏まえ、ボリビア側の事業再開プロセスも考慮しつつ、本事業を継続する。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

国道7号線道路防災対策計画【ボリビア】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ボリビア多民族国
(2) 案件名	国道7号線道路防災対策計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ボリビアの国道7号線のサンタクルス県アングストゥーラ・パリサーダ間の5地点において、斜面崩壊及び土石流に対する対策工事等を実施することにより、自然災害による対象区間道路の交通障害の軽減を図り、もって当国の物流の円滑化に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面崩壊対策施設（5か所）における対策工の実施 ・コンサルティングサービス／ソフトコンポーネント <p>ア 閣議決定日：平成29年3月7日 イ 供与限度額：16.98億円</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、国道7号線のうち、本事業の区間は隣国チリへ抜ける輸送回廊の一部であり重要な区間であるものの、斜面表層部の風化等の厳しい地形条件や集中豪雨等の気候条件により、斜面崩壊、落石が多発し、頻繁に通行止めが発生していた。こうした状況を踏まえボリビア政府は道路防災対策工事を実施してきているが、対策必要箇所が多いことに加え、元々高度な対策技術を要する分野であり、現在においても未整備箇所は多数あり、事故が多数発生している。国道7号線における安全で円滑な道路交通の確保は喫緊の課題であり、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業は閣議決定後、交換公文（E/N）は締結されたものの、先方政府より贈与契約（G/A）記載の一部文言においてボリビアの憲法に違反するとの主張があり継続協議が必要となったため、G/A署名に時間を要した（G/A署名2018年7月）。2019年2月に1回目、2020年3月に2回目の入札を実施したものの、関心企業が入札を辞退し不調に終わっている。その後、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大し次回入札の予定が立たない状況にあったが、2021年6月に現地での感染状況が波はあるものの収まりつつあることを確認し、応札意欲のある企業へのヒアリング等の結果、次回入札時期の目途が立った。事業費の見直し及び2021年8月に3回目入札に向けた追加調査を実施し、本事業に関するニーズが高いことを再確認した。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれている。事業開始を妨げている入札不調の問題が未解決ではあるが、今後の入札において不落リスクの最小限化等の工夫を最大限行い、慎重にフォローしつつ、本事業を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の事業事前評価表

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html>)

ジュバ市内橋梁建設計画【南スーダン】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	南スーダン共和国
(2) 案件名	ジュバ市内橋梁建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>本事業は、ジュバ市内の幹線道路上にある4橋梁を架け替えることにより、安全な通行の確保及び交通容量の拡大を図り、もって基礎的な経済・社会インフラ整備に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジュバ市内4橋梁の架け替え（4車線、橋長10～15m、アプローチ道路90m～200m、護床工、護岸工） ・コンサルティングサービス（詳細設計、施工監理） <p>ア 閣議決定日：平成28年5月20日 イ 供与限度額：26.55億円</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、50年以上にわたる内戦等の影響により南スーダンの首都ジュバ市内のインフラ整備状況は劣悪であり、市内幹線道路の橋梁には、幅が狭く交通のボトルネックとなっているものや、老朽化により通行に危険が及ぶ恐れがあるものが混在していた。現在においても、これら橋梁の整備は進んでいないうえ、人口及び交通量は著しく増加しており、市内交通の円滑化を図ることが一層重要になっていることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>閣議決定後の2016年7月に武力衝突が発生し治安情勢が悪化したため、実施中であった無償資金協力事業が全て中断を余儀なくされる中、本事業も国際約束締結前に中断となった。その後、対立する勢力間の協議が進展し停戦が実現して、2020年2月には国民統一暫定政府が設立されて治安情勢が著しく改善したため、他の無償資金協力事業は工事を再開している。本事業については、2021年7月から12月まで、事業化調査を実施して、本事業に関するニーズが高いことを再確認するとともに、事業費の見直しを行った。これを踏まえ、2022年4月27日、交換公文（E/N）及び贈与契約（G/A）の署名を行った。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>2021年に実施された事業化調査において本件に関する社会的ニーズが引き続きあることを確認済みであり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれている。事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、事業化調査の結果をふまえて、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<p>・南スーダン国 ジュバ市内橋梁建設計画 事業化調査報告書（先行公開版）2021年12月 （https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/africa/south_sudan/fp4rrb000000rv48-att/fp4rrb000000rv9r.pdf）</p>

テヘラン市大気汚染分析機材整備計画【イラン】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	イラン・イスラム共和国
(2) 案件名	テヘラン市大気汚染分析機材整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを 含む	<p>テヘラン市に対し、精緻な排ガス測定や粒子状物質等の化学分析を実施するための大気汚染分析機器を整備することにより、同市の大気汚染物質の発生源、排出量、生成メカニズム等の把握に関する測定・分析精度の向上を図り、もって同市の大気汚染の軽減に寄与する。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器調達 ・ コンサルティングサービス/ソフトコンポーネント <p>ア 閣議決定日：平成29年3月7日 イ 供与額：12.42億円</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、テヘラン市及び周辺地域では、車両等移動発生源由来の大気汚染により政府基準を上回る値が観測され、それに伴う呼吸器疾患などの健康被害が深刻化しており、大気汚染に起因する死者は年間5,000人を上回る。このような状況は事業計画当初から大きく変わらず、現在においても排出基準に満たない性能のエンジンを搭載する車両が多く、その排気ガスも原因となる光化学スモッグが冬期に同地域で観測されるPM2.5の最大の構成物質となっている。また、テヘラン市では発がん物質の大気中濃度も高い一方、これらの物質は種類が多く発生源や測定法も複雑である。行政機関によるモニタリングとしては「テヘラン市大気汚染管理能力向上プロジェクト」により試行的なモニタリングが実施されたものの、必要な測定機材や分析機材が不足しているため、モニタリングの継続・課題は困難な状態である。有効な対策を検討するためには測定・分析精度の向上を図ることが一層重要であり、引き続き本事業に対する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業は2018年2月に交換公文(E/N)及び贈与契約(G/A)に署名がなされたが、同年5月に米国政府が核問題に係る包括的共同行動計画離脱を表明し、制裁猶予期間を経て同年11月5日に米国制裁が再開された。このため本事業実施の手続きを一時中断したが、本事業の計画は米国の法令に基づき制裁措置が課され得る取引の範疇外であり、制裁措置を課されることにはならないことを確認し、日本政府として本事業の再開を2021年に決定した。</p> <p>事業再開後、2022年3月、最新の米国政府の法規制や輸出管理規制等、関連企業の意向・方針等を踏まえた調達・輸送計画をイラン国実施機関と協力して策定した。今後は事業の詳細設計並びに調達業者の入札を行う予定である。</p>

(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)

インドラマユ石炭火力発電計画（E/S）【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア共和国
(2) 案件名	インドラマユ石炭火力発電計画（E/S）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ジャワ・バリ系統に接続するインドラマユ火力発電所において、クリーン・コール・テクノロジー（CCT）の一つである超々臨界圧の石炭火力発電設備を建設することにより、同系統における電力需給逼迫の緩和及び供給の安定性の改善を図り、もって投資環境の改善等を通じた西ジャワ地域の経済発展及びエネルギーの高効率利用等による地球環境負荷の軽減及び気候変動の緩和に寄与するものである。</p> <p>案件の内容（本事業ではエンジニアリング・サービスのみが対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超々臨界圧石炭火力発電所及び石炭・灰輸送施設建設 ・石炭栈橋等海上関連施設建設 ・送変電設備建設 ・エンジニアリング・サービス <p>ア 閣議決定日：平成23年7月19日 イ 供与限度額：17.27億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、ジャワ・バリ系統で急増する電力需要及び逼迫する電力供給の緩和が喫緊の課題（2011年当時の既設発電容量27,091MWに対し、電力ピーク需要は2011年の19,739MWから2020年には38,742MWへ増加見込み）であったため、同国における電力安定供給の観点から新規の電源開発が必要であった。他方、2021年の電力ピーク需要は28,333MWと、電力需要が予想ほどには伸びておらず、最新のインドネシア政府作成の電力供給事業計画2021-2030では、本事業は、開発計画案件リストから除外され「系統需要の観点からの調整のため延期」と記載されている。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>2016年からコンサルティング・サービス業務を実施していたが、上記アのとおり電力供給事業計画の変更等もあり、今後の取り組みについてインドネシア側と協議している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>昨今の石炭火力発電をめぐる国際的な議論の潮流を踏まえつつ、引き続きインドネシア側と協議する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

地熱開発促進プログラム【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア共和国
(2) 案件名	地熱開発促進プログラム
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>再生可能エネルギーである地熱発電により電力供給増強を行い、民生の向上及び投資環境の改善を通じ、インドネシア経済の発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容 (1)「ルムットバライ地熱発電計画(II)」、(2)「フルライス地熱発電計画」、(3)「トゥレフ地熱発電計画」、(4)「カモジャン地熱発電計画」、(5)「スンバルン地熱発電計画」の5案件を対象としたプログラム案件の第一期。EN 調印後に実施する各計画の試掘結果等に応じて、以下の事業を随時開始していくもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 蒸気生産設備・発電所等の建設等 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年7月19日 イ 供与限度額：552.99億円 ウ 金利：0.3%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状 本事業計画当初、インドネシア全体で急増する電力需要及び逼迫する電力供給の緩和が喫緊の課題であったため、同国における電力安定供給を増強及び再生可能エネルギー開発の促進の観点から、新規の電源開発が必要であった。現在においても、電力需要への対応、及び気候変動対策（再生可能エネルギーへの転換による温室効果ガス削減）を推進する同国における必要性・社会的ニーズは高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状 (1)ルムットバライ地熱発電計画(II)（平成23年借款契約調印） 2011年の事業開始後、当初期待された蒸気量が確保できなかったことから、実施機関（国有石油会社）は発電所2機を同時建設する計画から、まず1機を建設する計画に変更した。2020年3月に1号機は商業運転を開始済み。2号機については、実施機関が追加で蒸気井の掘削を行い、そこで十分な蒸気量が確認されたことから、現在入札中。 (2)フルライス地熱発電計画（平成27年借款契約調印） 2015年にエンジニアリングサービス借款の貸付契約を調印し、現在、プロジェクト実施に必要な調査や設計等を実施中。 (3)トゥレフ地熱発電計画（平成25年借款契約調印） 2013年からエンジニアリングサービス借款を実施中。調査井掘削を実施した結果、当初想定していた蒸気量の確保が見込まれないことが2018年に判明したところ、今後の開発方針について、実施機関（国有電力企業）が検討中。</p>

	<p>(4) カモジャン地熱発電計画 事業対象地に関する「自然保護林」の指定解除手続きが難航し、問題解決の目途が立たないことから、2021年に両国間で正式に事業中止に合意済み。</p> <p>(5) スンバルン地熱発電計画 2011年に実施した基礎情報収集調査の結果、本計画地域における蒸気量の見込みが十分でないこと及び資源が国立公園内に存在することが判明し、本計画の開発方針について、実施機関が検討中。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>(1) ルムットバライ地熱発電計画(II) 本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p> <p>(2) フルライス地熱発電計画 本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれることから、支援を継続し、事業の進捗をフォローする。</p> <p>(3) トゥレフ地熱発電計画 本件に関して想定資源量の見込みが低いものの、再生可能エネルギー分野における新規電源開発としての社会的ニーズが大きいため、今後の支援のあり方を関係者と検討していく。</p> <p>(4) カモジャン地熱発電計画 先方政府が自己資金にて事業を実施済みであり、事業中止済み。</p> <p>(5) スンバルン地熱発電計画 本件に関して想定資源量の見込みが低いものの、再生可能エネルギー分野における新規電源開発としての社会的ニーズが大きいため、今後の支援のあり方を関係者と検討していく。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

バンドン市内有料道路計画【インドネシア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インドネシア共和国
(2) 案件名	バンドン市内有料道路計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>バンドン市内において、新たに有料道路を建設することにより、道路輸送容量の拡大を図り、もって同市内の深刻化する交通渋滞の緩和を通じて、同市内の民生向上ならびに投資環境改善に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事 ・資機材調達 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年7月19日 イ 供与限度額：136.05億円 ウ 金利：1.4% (0.01%) エ 償還（据置）期間：25年（7年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、バンドン市における高速道路交通の需要予測では、最大の区間で28,300台/日(2020年)になると見込まれており、同都市圏の人口は、2007年時の790万人から2025年には1,230万人（年平均増加率約2%）に増加すると予測されていた。現在においても、当初見込みほどではないものの、人口は増加傾向(879万人/2020年)にあり、それに伴う高速道路交通の需要増加が引き続き見込まれることから、現在も本事業に関する社会的ニーズは変わらない。ただし、一部区間については既にインドネシア政府予算にて整備済み。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>建設予定区域の用地取得遅延によって、事業が開始されていない。実施機関である公共事業・公営住宅省が、早期の用地取得を西ジャワ州政府に働きかけており、また、中央政府が用地取得費を負担する方法について模索中であり、未だ予算確保はなされていない。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き認められ、事業完成後は一定の効果が見込まれている。他方、事業開始を妨げている用地取得の問題が長期化しており、インドネシア政府の取組状況を留意深くフォローしつつ、案件実施の可否を検討する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

森林管理計画【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン共和国
(2) 案件名	森林管理計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ルソン島のマガット・カガヤン川上流域、パンパンガ川流域、パナイ島のハロール川流域の対象地域において、住民参加型の森林管理及び生計改善活動等を実施することにより、森林の再生、地域住民の生計向上を図り、もって災害に脆弱な地域における洪水、土砂災害リスクの軽減に寄与するものである。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 測量及び地形図作成、社会経済ベースライン調査等の事前作業 ・ 住民組織化及び能力強化 ・ 参加型植林（生計向上支援を含む） ・ アグロフォレストリー関連施設整備 ・ 流域管理委員会の設立等、関連制度の策定 ・ 森林の活着率確認調査の実施等のモニタリング・評価 ・ 現地管理事務所の人材育成等の実施体制強化 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年9月27日 イ 供与限度額：92.44億円 ウ 金利：0.3%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アントайд</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、対象地域はフィリピン政府が森林管理の優先流域と考える流域であり、土壌侵食や洪水の危険性、流域農村部の貧困率の高さ等を背景に、住民参加型の植林を含む適切な森林管理と同時に地域住民の生計向上を図ることが急務であった。このような取組においてはプロジェクト実施期間が長期にわたることを想定し、貸付実行期間は借款契約発効後10年間として設定された。フィリピン開発計画（2017～2022）にても森林管理による生計向上について言及があり、本計画に係る状況は当初から大きく変わらず、引き続き貸付を実行中である。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>実施機関によるコンサルタント調達の入札手続きに時間を要したことが遅延要因として挙げられる。また、2020年以降、新型コロナウイルス感染症拡大を発端とした政府による厳しい行動制限等の影響で事業が停滞した。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件は2021年末時点で事前評価時点の目標値を超える植林が完了しており、事業の最終段階に入っていることから、支援を継続する。事業の進捗を妨げてきたコンサルタントの入札不調については解決済みであり、新型コロナウイルスによる事業の遅れ等に対応するよう、先方政府の実施機関に働きかけ、更なる遅延なく事業が進捗するようフォローする。</p>

3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・ 交換公文・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html)・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)・ そのほか国際協力機構から提出された資料
------------------------	--

衛星情報の活用による災害・気候変動対策計画（第一期）【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム社会主義共和国
(2) 案件名	衛星情報の活用による災害・気候変動対策計画（第一期）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>地球観測衛星の開発・利用に必要な関連施設の整備とそれら施設の持続的運営のための技術移転を行うことより、災害・気候変動対策技術の高度化と体制確立を図り、もって同国の社会・生活面の向上に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球観測衛星の調達 ・施設整備及び機材導入 ・人材育成 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年10月28日 イ 供与限度額：72.27億円 ウ 金利：0.2%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：日本タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、ベトナムでは毎年台風や豪雨による風水害が頻発しており、加えて気候変動の影響による水災害リスクの更なる増大が懸念されていた。このような状況下、同国は科学的な根拠に基づいた政策、制度、行動計画の策定を重視し、他国から衛星観測データを購入し、災害モニタリングを行っていたが、画像入手に時間とコストを要するため、十分に活用できておらず、災害時に迅速かつ正確に観測データを入手するためには、地球観測衛星の自国での運用を行うための体制整備が課題であった。現在においても気候変動や水災害のリスクは顕在であり、地球観測衛星の利活用による災害・気候変動対策の体制構築は喫緊の課題である。また、同国の最新宇宙戦略である首相決定「2030年までの宇宙科学・技術の開発及び適用にかかる戦略略」（2021年2月）でも本事業を重要事業として位置づけており、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>事業費を削減すべく、本事業の支援対象について、事業の必要性、事業費の妥当性、技術的妥当性等を踏まえベトナム側で改めて事業見直しを行った結果、当初予定していた衛星2基の内1基を本事業から除外することを2019年3月に決定した。その後、ベトナム国内の承認手続きに時間を要し、進捗が一時停滞していたが、現在では事業完了に向けて工事、製造が進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズは引き続き存在する。また、1基を本事業から除外したとしても、地球観測衛星の開発・利用に必要な関連施設の整備とそれら施設の持続的運営のための技術移転を通じ、災害・気候変動対策に必要な観測データの受信・処理がなされるため、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれている。また、</p>

	<p>事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料

国道1号線整備計画【東ティモール】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	東ティモール民主共和国
(2) 案件名	国道1号線整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>首都ディリと第二の都市バウカウをつなぐ北部回廊において、安全で円滑な通行が可能な全天候型の道路を整備することにより、東ティモール国の北部を中心とする物流網の改善を図り、もって同国の経済発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象国道区間約 116km の改修 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月16日 イ 供与限度額：52.78億円 ウ 金利：0.7% エ 償還（据置）期間：30年（10年） オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業の計画当初、本国道は維持管理が十分になされておらず劣化しており、更には雨季の土砂崩れ等が影響し、道路状況が劣悪であり、改修は急務であった。</p> <p>L/A 調印後の2012年10月からディリ～マナツト区間（56.40km）は日本の円借款、マナツト～バウカウ区間（58.82km）はアジア開発銀行（ADB）による借款で実施するように調整され、円借款事業区間は2021年2月までに全ての工事が完了し、供用が開始されている。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業では、設計変更、用地取得、コントラクター調達での遅延があったものの、上記アのとおり、工事は全て完了し、供用が開始されている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>上記（1）のとおり、工事は全て完了しており、貸付実行期限である2022年7月までに貸付も全て完了する予定である。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

中部ルソン接続高速道路計画【フィリピン】

施策所管局課 国別開発協力第一課

評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	フィリピン共和国
(2) 案件名	中部ルソン接続高速道路計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>タルラック市とカバナツアン市を連結する高速道路建設により、スービック-クラーク-マニラ-バタンガス回廊 (SCMB 回廊) を北方に拡張することを通じて、メトロマニラ-中部ルソン間の物流改善を図り、もって中部ルソンの産業空間形成及び経済開発に寄与するものである。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路の建設 (約 31km) ・ 高速道路インターチェンジの建設 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成 24 年 3 月 16 日 イ 供与限度額：227.96 億円 ウ 金利：1.4% (コンサルティングサービスについては 0.01%) エ 償還 (据置) 期間：30 年 (10 年) オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、マニラ首都圏の南北に拡大する産業空間を形成する上で、高速道路の建設等によりマニラ首都圏と中部ルソンの物流ハブとのアクセスを改善することが課題であった。2019 年時点でも、マニラ首都圏の渋滞による経済的損失は、1 日あたり 25 億ペソ (約 57 億円) と試算され、円滑な物流や移動のボトルネックとなっており、高速道路建設による物流回廊の改善が引き続き見込まれる。また、フィリピン開発計画 (2017~2022 年更新版) においてもインフラ整備は中期的な政府の最重要課題の一つであり、物流拠点を接続する交通システムの構築や戦略的回廊の整備の重要性が指摘されており、本事業に関する社会的ニーズは引き続き高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>コンサルタント及びコントラクターの調達にかかる手続きや用地取得手続きに時間を要したことから遅延が発生したが、対象区間の大半が既に完工済みであり、貸付け最終段階にある。2021 年 7 月には第 1 期区間であるタルラック-アリアガ区間 (18km) の開通式が行われた。一部の用地取得にかかる調整が継続中だが、当該区間の残工事についてはフィリピン側の資金で継続されることが確認されている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれている。事業の進捗を妨げてきた用地取得の一部は引き続き調整が継続中であるが、同進捗を慎重にフォローしつつ本事業を継続するとともに、貸付終了後もフィリピン側による残工事の進捗状況についてもフォローする。</p>

3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・ 交換公文・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html)・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)・ そのほか国際協力機構から提出された資料
------------------------	--

シェムリアップ上水道拡張計画【カンボジア】

施策所管局課 国別開発協力第一課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	カンボジア王国
(2) 案件名	シェムリアップ上水道拡張計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>急速な都市化及び観光客の増加により水不足が深刻となっているシェムリアップ市において上水道設備を拡張することにより、安全かつ安定的な上水道サービスの普及を図り、もってシェムリアップ市の生活環境の改善及び当該地域の観光産業の振興に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取水施設、導水管建設 ・浄水場建設 ・配水管敷設 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月27日 イ 供与限度額：71.61億円 ウ 金利：0.01% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初より対象地域では急速な都市化などにより水需要が逼迫していた。現在ではシェムリアップ市における給水能力は30,000 m³/日となったものの、2020年度時点での水需要は約51,000 m³/日と推計され、いまだ需要が供給を超過している。以上から、現在逼迫している水需要の解消及び人口増加に伴う将来的な水需要増加へ対応することが必要であり、本事業に関する社会的ニーズが引き続き認められる。なお、大幅な為替変動等に起因する事業費の増大を踏まえ、カンボジア政府からの追加借款の要請を受けて、2021年10月に第二期（63.36億円）を供与済み。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>カンボジア国内の調達規定が改訂されたことによる調達手続きの遅延に加え、詳細設計を踏まえた建設用地の変更、本体工事の再入札等の事由により遅延が生じた。2018年12月に配水管、2019年9月に取水施設・導水管、2019年11月に浄水場・ポンプの調達を完了しており、工事は進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定通り効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

保全林造林・持続的管理計画【ベトナム】

施策所管局課 国別開発協力第一課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ベトナム社会主義共和国
(2) 案件名	保全林造林・持続的管理計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ベトナム中部沿岸部の11地方省において、流域保全林の造林及び地方省行政機関と地域住民の森林管理能力強化、住民の生計向上支援等を実施することで、保全林の質・量の向上及び持続的森林管理体制の強化を図り、もって同国の環境保全と貧困削減に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・造林活動 ・林業インフラ建設 ・生計向上活動 ・村落インフラ整備 ・事業実施・維持管理基盤整備活動 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月30日 イ 供与限度額：77.03億円 ウ 金利：0.3%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初から、造林等による森林面積の拡大が課題であったが、農地転換や違法伐採によって低下した森林被覆率は回復傾向にあり、運用・効果指標とした対象コミュニティの裸地面積も2011年時点の93,671haから2021年時点で71,275haまで低減するなど、目標値（2022年）72,235haを上回る効果が発現している。また、2021年4月時点で中部沿岸部の11地方省にて造林活動や住民の生活向上支援等を実施済みである。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業については、新型コロナウイルスの影響で遅延が発生したが、2020年12月に完了。最終貸付実行も2021年度中に完了しているが、現在、先方政府との間での貸付完了に必要な手続きに時間を要しており、貸付完了となっていない。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>ベトナム側は当初予定されていた貸付実行期限（2023年7月20日）前に貸付完了することを検討中であり、検討状況を引き続きモニタリングする。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

ビハール州国道整備計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	ビハール州国道整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>インド東部ビハール州において、国道83号線（パトナ～ドビー間）を4車線化し、また沿線主要都市付近においてバイパスを建設することにより、急増する道路交通需要への対応を図り、もって地域経済の発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路建設工事（本線道路約127km、うちバイパス約56km、サービス道路、鉄道高架、橋梁、料金所等） ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年6月3日 イ 供与限度額：229.03億円 ウ 金利：1.4%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：30年（10年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、人口の増加や経済発展に伴い、ビハール州の車両台数は2002年から2011年にかけて102万台から267万台に増加する一方で、同州の人口十万人当たりの道路延長は125kmと、インド全体の平均387kmを下回る低い水準にあり、急増する道路交通需要への対応を図るため早急な道路網の整備が必要となっていた。2020年においても、時点の同州の車両台数は855万台と増加する一方で、同州の人口十万人当たりの道路延長は279kmと、インド全体の平均439kmを下回る低い水準にあり、急増する道路交通需要への対応を図るため早急な道路網の整備が引き続き必要であることから、現在も本事業に関するニーズは大きい。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>当初、本事業の土木工事は、2014年に現地企業が受注したが、同社が経営破綻したため、2018年に工事が中断した。翌年再入札を実施し、2020年に契約が成立したため、現在本体工事が2023年完工に向けて順調に進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本事業に関するニーズは引き続き大きく、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

地方電化計画（フェーズ2）【ブータン】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ブータン王国
(2) 案件名	地方電化計画（フェーズ2）
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ブータンの地方農村部において配電網の整備等を行うことにより、未電化世帯の電力アクセスの改善を図り、もって貧困度の高い地方農村部住民の生活環境の改善、地方農村部の経済・社会活動の活性化及び気候変動の緩和に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配電網整備等 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年6月17日 イ 供与限度額：21.87億円 ウ 金利：0.2% エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初（2008年）、総人口の約70%が生活する地方農村部の世帯電化率は低く（54%）、地方農村部と都市部の間での生活水準の格差が課題となっていた。これら格差の是正をめざして、ブータン政府は第10次5ヵ年計画（2008～2013年）の期間中に全世帯電化を達成することを公約し、地方の電化促進を開発課題の一つとして掲げた。第11次5ヵ年計画（2013～2018年）でも、引き続き、全世帯電化は住民のニーズを踏まえた政府の公約である。これに対しJICAは2011年から地方電化事業（フェーズ2）を実施。現在、工事は全て完了しており、5,787世帯が電化されている。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>フェーズ2はフェーズ1に比べて対象地域が遠隔で、山岳地でありかつ道路アクセスの無い地域も含まれているため工事期間に余裕を見込んでいたが、ヘリコプターを使用せざるを得ない地域等もあり機器の輸送に想定以上の時間を要した。また、事業実施中に配電対象の集落に新規世帯の転入が加速し、受益世帯数が増加したため、配電網整備の範囲が拡大し、事業期間が当初より延びた。</p> <p>上記アのとおり、工事は全て完了している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>上記(1)のとおり、工事は全て完了しており、貸付実行期限である2022年10月までに貸付も全て完了する予定である。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)

	・そのほか国際協力機構から提出された資料
--	----------------------

ベレン都市圏幹線バスシステム計画【ブラジル】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ブラジル連邦共和国
(2) 案件名	ベレン都市圏幹線バスシステム計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>パラ州ベレン都市圏において、幹線バス交通システムの整備を行うことにより、同地域の交通渋滞及び大気汚染の緩和を図り、もって地域住民の生活環境の改善並びに気候変動の緩和に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線バス道路の改修 ・ バスターミナル2箇所及びバス停18箇所の建設 ・ コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年6月28日 イ 供与限度額：164.12億円 ウ 金利：0.5% エ 償還（据置）期間：30年（10年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、本計画対象のパラ州ベレン都市圏においては経済発展に伴い市街地が拡大し、交通渋滞が深刻化していることが喫緊の課題となっていたが、その原因としては、ピーク時における旅客の移動手段の約75%を唯一の公共輸送手段であるバスが占め、過剰なバス車両数が幹線道路を占有してしまうことが挙げられ、高効率な輸送手段確立に対する開発ニーズは大きいとしていた。更に、パラ州は同地域の交通渋滞緩和策として、2008年に道路整備及び幹線バスシステム整備による都市交通システムの整備を目的とした大都市圏アクション計画を策定し、右計画の実施を後押ししていた。</p> <p>現在もベレン都市圏の公共輸送手段は引き続きバスの他には存在しない。本事業は州都であるベレン都市圏にアクセスする最重要ルートにあり、現在においてもパラ州ベレン都市圏における交通渋滞が課題となっている中、本事業に関する社会的ニーズが高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業実施段階において、追加工事に伴う詳細設計業務の増加や、入札手続き準備の延長によるコンサルタント選定の遅延、事業対象路線に係る連邦政府からの使用許可の付与に時間を要したことによるコントラクター選定開始の遅延、コントラクターの再入札による選定段階での遅延等が発生し、工事の最初の発注書への署名が2018年9月になった。また、2020年3月よりブラジルに猛威をふるった新型コロナウイルス感染症の蔓延により、感染防止対策のための出勤規制やシフト制導入により一日当たりの工事量を減少する等、工事期間の延長が必要となった。問題対応は既に了しており、現状2023年上半期の完成を目指して土木工事が進捗中である。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>

<p>3 政策評価を行う過程において使用した資料等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou/h23/y110701_1.html) ・ 政策評価法に基づく事前評価書 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/2011_jizen/y_brazil02.html) ・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/yen_loan/pdf/ja/6223/20120904_01.pdf) ・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_BZ-P20_1_s.pdf) ・ そのほか国際協力機構から提出された資料
-------------------------------	--

ハバラナ・ヴェヤンゴダ送電線建設計画【スリランカ】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	スリランカ民主社会主義共和国
(2) 案件名	ハバラナ・ヴェヤンゴダ送電線建設計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ハバラナ・ヴェヤンゴダ間において低損失大容量送電線を敷設することにより、送電容量の増強、電力供給信頼度の向上及び送電損失の改善を図り、もってスリランカにおける投資および経済・社会発展の促進に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハバラナ・ヴェヤンゴダ間送電線建設 ・新ハバラナ変電所の建設、ヴェヤンゴダ変電所の増強等 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月27日 イ 供与限度額：95.73億円 ウ 金利：0.3%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アントайд</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、基幹送電線の多くは更新・増強が遅れており、約40年前に建設されたもので老朽化が進んでいた。2009年に13%であった送配電損失率は2012年には12%となるなど改善傾向にあるものの、東南アジア諸国（2011年：タイ6.9%、マレーシア6.4%）等と比較すると依然として高い水準にあり、引き続き送配電損失率を減らし電力供給を安定化させる社会的ニーズが存続している。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>実施機関による事前資格審査の書類不備や応札者による不服申立等へ対応のため、入札プロセスに当初計画より時間を要し、送電線敷設工事の契約が2016年11月となった。また、コロナ禍により外国人エンジニアのスリランカ渡航に支障をきたしたことで、事業に遅延が発生した。これらの遅延要因は既に解消され、現在は順調に工事が行われている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ2)【スリランカ】

施策所管局課 国別開発協力第二課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	スリランカ民主社会主義共和国
(2) 案件名	バンダラナイケ国際空港改善計画(フェーズ2)
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>バンダラナイケ国際空港において、旅客ターミナルビル及び駐機場等を整備拡張することにより、増加する航空旅客需要へ対応すると共に、同空港の利便性・安全性向上を図り、もってスリランカの経済発展に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナルビルの増設、高架アクセス道路、附帯設備等の整備 ・駐機場及び焼却炉の整備 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月27日 イ 供与限度額：289.69億円 ウ 金利：0.2%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：日本タイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、本空港の旅客取扱容量年間600万人に対し、年間610万人の旅客数（2011年）に達していたことから、旅客取扱容量を拡大することが喫緊の課題であった。その後、紛争終結（2009年）以降から増加し始めた観光客数が急増を続けたことから、2018年には本空港利用の旅客数が1,000万人を超えた。2020年は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により利用旅客数が230万人にまで落ち込んだが、感染拡大が落ち着いた後には、スリランカへの堅調な観光ニーズから旅客数は短期間で回復することが見込まれることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>旅客ターミナルビル等に関しては、①スリランカ政府による需要予測見直しや設計・仕様の変更提案等に時間がかかり、2016年9月の入札までに当初想定以上の時間を要した、②入札プロセスにおいて契約交渉順位第一位となった応札者との契約交渉が長期化したことにより遅延が発生したものの、2020年3月には契約締結に至り、2021年11月18日には着工式典が開催され、現在は工事が行われている。</p> <p>駐機場等に関しては、①用地引き渡し遅延、②当該パッケージと同時に進む給油設備工事の遅延、③入札図書承認プロセスの追加、④使用材料の変更指示に伴う遅延、⑤使用材料や作業結果に対する承認遅延により、進捗が遅れていたが、2021年11月25日に完成式典を実施済み。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程に	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文

おいて使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html)・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)・ そのほか国際協力機構から提出された資料
------------	---

西ベンガル州森林・生物多様性保全計画【インド】

施策所管局課 国別開発協力第二課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	インド
(2) 案件名	西ベンガル州森林・生物多様性保全計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>インド東部西ベンガル州において、住民参加型の共同森林管理（JFM）を通じ、植林及び野生生物保護を実施することにより、森林生態系の改善及び生物多様性の保全を図り、同地域の環境保全、均衡の取れた社会経済発展、気候変動の緩和及び適応に寄与するとともに地域住民の生計向上及び森林局の活動基盤強化を図る。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植林活動 ・生物多様性保全活動 ・地域開発・生計向上活動 ・森林局活動基盤整備・強化 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月27日 イ 供与限度額：63.71億円 ウ 金利：0.65%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、森林の質量双方の面からの向上、地域開発を絡めた形での森林管理等が課題であったが、本事業を通じて植林や住民組織（森林局と共同で森林管理を行うための、住民で構成される森林管理組合）の創出等を行い、運用・効果指標とした植林面積は2021年3月時点で21,882haを達成し、住民組織も2021年3月時点で600立ち上げられており、いずれも目標値を達成している。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業に於いてこれまで大きな遅延は特に発生していない。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>事業コンポーネントは全て完了しており、貸付実行期限である2022年8月24日までに貸付も全て完了する予定。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html) ・そのほか国際協力機構から提出された資料

フェズ・メクネス地域上水道整備計画【モロッコ】

施策所管局課 国別開発協力第三課

評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	モロッコ王国
(2) 案件名	フェズ・メクネス地域上水道整備計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>モロッコ中北部の地方都市フェズ及びメクネスと周辺村落部へ給水するための上水道施設を整備することにより、同地域における上水の供給能力向上を図り、同地域の住民の生活環境改善、経済活動の活性化に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事、資機材調達（浄水場、送水管（約93km）整備） ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年7月29日 イ 供与限度額：174.4億円 ウ 金利：1.4%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：25年（7年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、モロッコでは降水量が少ない上、その8割以上が蒸発等で失われるため、水資源の確保・管理が同国における開発上の重要課題となっていた。この課題に対処すべく上水道の整備を進め、着実な改善を見せていたものの、人口増加や各戸給水の普及などに起因する水需要の増加に対応し、安定的な供給を実現するために、さらなる上水道施設整備への取り組みが必要となっていた。現在においても水資源の確保・管理は、モロッコ政府にとって重要課題であり、特に2021年は干ばつの影響で、降水量が平均降水量よりも64%低いことから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>事業開始後に、取水口の設計変更、送水管の一部区間の用地取得の難航、追加工事（浄水場への安定的な電力配給のための送電線・変電線の建設）の発生等により、当初想定より事業が遅延した。</p> <p>取水口の設計変更により、取水口と浄水場の工事ロットの分割・調整等に時間を要したが、当該取水口の工事は2021年12月に完工している。送水管の一部区間の用地取得は、実施機関が地権者との協議を終え、当該部分の工事は2022年4月に完工している。その他の区間についても2020年7月に工事を終えている。浄水場は2021年12月に完工しており、送電線・変電線に関する追加工事は実施中であるものの、現時点で遅延要因は解消しており、順調に工事が進められている。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程に	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文

おいて使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html)・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)・ そのほか国際協力機構から提出された資料
------------	---

ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画【セルビア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	セルビア共和国
(2) 案件名	ニコラ・テスラ火力発電所排煙脱硫装置建設計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>セルビア共和国最大であるニコラ・テスラ火力発電所に排煙脱硫装置を設置することにより大気汚染物質の削減を図り、もって同国の環境改善及び同国の持続可能な発展に寄与するものである。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排煙脱硫装置本体の建設 ・石灰石供給設備、石膏脱水設備等の設置 ・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成23年11月22日 イ 供与限度額：282.52億円 ウ 金利：0.6%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：15年（5年） オ 調達条件：一般アンタイド</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>セルビアでは、持続可能な開発に向けた電力の安定供給と大気汚染対策が重要な課題となっている。特に、石炭火力発電は同国の主要な電力供給源であるが、燃料となる国産の石炭は品質が悪い上に、排煙脱硫装置が設置されていないため、石炭火力発電所から国内の環境基準を上回る大気汚染物質が排出されている。大気汚染の問題は、セルビア国内でも度々報道されており、国民の関心も高い。</p> <p>また、2006年に南東欧エネルギー共同体条約に加盟したことで、同国には、火力発電所からのSO₂、NO_x、煤塵の排出量をEU基準まで下げることが義務付けられている。セルビアの目指すEU加盟に向けてもEU基準の準拠は必要不可欠であり、これが達成されなければ、発電所閉鎖の可能性があることから、排煙脱硫装置の設置を通じた大気汚染物質の削減を早期に図ることが必要となるなど、引き続き本事業に関する社会的ニーズは高い。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本案件は、洪水による発電所の浸水、慎重な評価検討及び評価結果確定等により入札プロセスが当初計画よりも時間を要したことから事業開始が遅れたが、2017年9月の工事業者との契約調印後、2019年2月に起工式が行われ、工事が進んでいる。工事着工後、工事の許認可取得の遅れ、それに伴う設計作業の遅れや設計図の第三者機関によるレビューの遅延等により工事に遅れが生じた。さらに、コロナ禍による工事中断や人材不足・工事人員不足等が影響し、また悪天候による工事進捗の遅れにより、全体工期に遅れが生じた。</p> <p>現在は、2022年中の試運転開始に向けて着実に工事が進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの開発効果発現が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>

3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・ 交換公文・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html)・ 国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・ 国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)・ そのほか国際協力機構から提出された資料
------------------------	--

地方都市給水網整備計画【チュニジア】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	チュニジア共和国
(2) 案件名	地方都市給水網整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを 含む	<p>チュニジア全国に広がる既存給水施設を改善することにより、将来の水需要に対応する供給能力の向上、安定性の向上を図り、もって地域経済の活性化、地域住民の生活環境改善に寄与するものである。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事及び資機材調達 <p>ア 閣議決定日：平成24年1月24日 イ 供与限度額：60.94億円 ウ 金利：0.95% エ 償還（据置）期間：20年（6年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、国土の半分が半乾燥気候条件下にあり、国土全域の年間平均降雨量が500mmと非常に少ない上、降雨量、年間利用可能表流水量の国内の地理的偏りが著しいなど、水資源が希少であるチュニジアにおいて、限られた水資源の効率的な開発と適切な管理が極めて重要な開発課題であった。</p> <p>現在においても、水需要の約2/3を頼っている地下水は枯渇が懸念され、表流水・地下水共に利用に適した水資源量のほぼ満量を使用し、一人当たり最大利用可能水資源量は国際的に認められた最低基準1,700 m³/年に対し410.1 m³/年（2014年）と絶対的な水不足の状況である。水資源開発・管理は引き続き重要な課題であり、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>当初の供用開始予定であった2018年までには全33サイト中9サイトで工事を終えたが、当初想定されなかった用地取得や建設資機材・燃料等の現地価格の高騰を背景としたコントラクターの財務悪化による施工の遅延、さらには、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う施工や入札の中断等により、残りの24サイトにおいては当初想定より事業が遅延した。</p> <p>用地取得やコントラクターの財務悪化に起因した施行の遅延は解決済みであり、新型コロナウイルス感染症の流行下であっても施工等を継続するための体制がおおむね整備されるなど、現時点では解決の目途が立っており、事業は順調に進捗している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交換公文 ・ 外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・ 国際協力機構の案件検索

(https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)

- 国際協力機構の事業事前評価表

(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html>)

- そのほか国際協力機構から提出された資料

送配電システム整備計画【カーボベルデ】

施策所管局課 国別開発協力第三課
評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	カーボベルデ共和国
(2) 案件名	送配電システム整備計画
(3) 目的・事業内容 * 閣議決定日、供与条件などを含む	<p>カーボベルデの6島において、送配電線の新設、増強及び劣化更新により電力供給の安定化及び電力へのアクセス改善を図り、もって同国国民の生活環境の向上及び同国経済の活性化に寄与するもの。また、送配電ロス低減及び電化村落の電化による温室効果ガス排出削減により気候変動の緩和にも寄与する。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・送配電線の新設、増強および劣化更新（送電線約360km等）・監視制御システム（SCADA）調達および据付・工事用資機材調達・コンサルティングサービス <p>ア 閣議決定日：平成24年3月30日 イ 供与限度額：61.86億円 ウ 金利：0.3%（コンサルティングサービスについては0.01%） エ 償還（据置）期間：40年（10年） オ 調達条件：一般アンタイト</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初、送配電施設の設備容量の不足、老朽化による送配電ロスが発生しており、送配電網の整備が必要となっていた。本事業では地方電化率を2010年の85.4%から2018年に89.5%まで引き上げる目標を設定していたが、2019年には95.9%を達成した。また、電力消費量についても、計画当初（2010年）の186.9GWhから2020年には395.2GWhと大幅に増加している。そのため本計画の当初予定事業の実施により、期待されていた社会的ニーズは満たされていると判断される。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>特段遅延は生じておらず、2020年7月に予定通り整備を完了した。カーボベルデ政府の要望を踏まえ、2024年2月まで貸付実行期限を延長し、本事業で整備した送配電線の監視制御（SCADA）システムの拡張及び補強を追加で実施中。本追加事業の進捗に特段問題は生じていない。</p>
(2) 今後の対応方針	実施中の追加工事に遅延は生じておらず、2023年9月頃までに完工予定。着実な完工に向け、進捗管理を継続する。
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none">・交換公文・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html)・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php)・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)・その他国際協力機構から提出された資料

ジュバ市水供給改善計画【南スーダン】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	南スーダン共和国
(2) 案件名	ジュバ市水供給改善計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>ジュバ市において浄水施設の拡張及び送配水管網・給水施設の新設を行うことにより、水供給量の不足の緩和を図り、もって同市の基礎生活向上に寄与するもの。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設、機材調達 ・コンサルティングサービス/ソフトコンポーネント <p>ア 閣議決定日：平成23年5月31日 イ 供与額：38.69億円</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業の計画当初、帰還民の流入等による人口増加に対応した上水道施設の建設・拡張が必要となっていた。ジュバ市の推定人口は2005年16万人から2009年40万人に急増し、2017年には52万人に増加しているほか（South Sudan National Bureau of Statistics）、今後も更なる増加が予測されていることから、引き続き上水道施設の建設・拡張に係る社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>本事業は、2013年8月に着工後、ジュバ市内における不発弾の爆発及び現地治安の悪化により第1回工事一時中止を行った。2015年2月に工事を再開したものの、2016年7月に武力衝突が発生し、再び工事一時中止を余儀なくされた。さらに、2020年2月から工事を再開したものの、2020年4月には新型コロナウイルス感染症の影響により3度目の工事一時中止が必要となった。</p> <p>その後、2021年4月に工事を再開し、現在に至るまで順調に施工を実施しており、2022年2月末時点で全体の工事出来高は79.9%に達している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 ・外務省の約束状況に関する資料及び案件概要 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/data/zyoukyou.html) ・国際協力機構の案件検索 (https://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php) ・国際協力機構の事業事前評価表 (https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/before.html)

アル・カラマ国境治安対策強化計画【ヨルダン】

施策所管局課 国別開発協力第三課
 評価年月日 令和4年4月

1 案件概要	
(1) 供与国名	ヨルダン
(2) 案件名	アル・カラマ国境治安対策強化計画
(3) 目的・事業内容 *閣議決定日、供与条件などを含む	<p>アル・カラマ国境においてX線検査装置等の設置・更新を行うことにより、保安検査の処理能力と効率性の向上を図り、もって地域の治安維持ならびに経済社会活動に伴う人や物資の効率的な移動に寄与する。</p> <p>案件の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土木工事、機器調達等 ・コンサルティングサービス/ソフトコンポーネント <p>ア 閣議決定日：平成24年2月21日 イ 供与額：5.42億円</p>
2 事業の評価	
(1) 経緯・現状	<p>ア 社会ニーズの現状</p> <p>本事業計画当初の2005年8月にはアカバ港での米軍艦船に向けたミサイル発射事件、同年11月にはアンマンのホテル3カ所での同時自爆テロ事件、2010年12月にもアル・カラマにて自爆テロ事件が発生するなど、テロに対するリスクが高く、イラクの治安情勢が不安定な中、2011年末には米軍がイラクから撤退するなど、イラクと国境を接するアル・カラマ国境の治安対策はヨルダン国政府にとって重要であった。現在においても同国境はイラクとの唯一の国境であり、ヨルダンや地域の治安向上の必要性が引き続き見込まれることから、現在も本事業に関する社会的ニーズがある。</p> <p>イ 事業遅延に関する経緯・現状</p> <p>2014年6月にプロジェクトサイトのイラク側国境付近でIS勢力が活動を活発化したことを機に、コンサルタント、コントラクター及び下請けの米国メーカーが現場から撤退した。外務省渡航情報は2014年6月にレベル1から2に引き上げられたが、その後もレベル2のままであり、業務遂行可能と見なせるレベルと考えられたものの、イラクの治安情勢に対する懸念からサブコントラクターである米国メーカーが高リスクと判断し現場入りを拒否し、元請であるコントラクターも現場復帰は困難と判断する状況が継続していた。本件に関する社会的ニーズが引き続きある中、2021年3月以降、サブコントラクター等の現場復帰がなされない状況が解消して事業は再開し、2021年12月の機材据付後、2022年1月に完工式を実施しており、2022年2月からソフトコンポーネントとして保安検査機材の運用及び維持管理能力向上にかかる研修・訓練を実施している。</p>
(2) 今後の対応方針	<p>本件に関する社会的ニーズが引き続きあり、事業完成後は当初予定どおりの効果が見込まれているほか、事業の進捗を妨げていた要因が解決していることから、支援を継続する。</p>
3 政策評価を行う過程において使用した資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・交換公文 (https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/5/0517_03.html) ・国際協力機構の案件検索

(<https://www.jica.go.jp/oda/project/1161350/index.html>)

・国際協力機構の事業事前評価表

(https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1240423_1_s.pdf)